

処 分 基 準

令和8年8月5日作成

法 令 等 名	警備業法
根 拠 条 項	第49条第1項
処 分 の 概 要	警備業務に係る営業の停止命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	
処 分 基 準	別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先	生活安全部保安課営業第一係（電話06－6943－1234 内線31781）
備 考	